

# 環境にやさしい循環型社会の実現を目指して

平成16年11月、伊賀市誕生と同時に「環境基本条例」を制定しました。

この条例の基本理念を具体化し、着実な実施を図っていくためにも、市はもとより、国・県・周辺市町村と連携を取りながら、市民・事業者等の自主的な取り組みや協力が重要となってきます。

10万都市としての新たな決意と市民・事業者・行政が連携・協力しあい、一体となって環境保全に取り組むため「環境保全都市宣言」をしました。

この「環境保全都市宣言」は、「環境基本条例」とならび伊賀市の望ましい環境保全のための基本理念となります。

## 環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに「環境保全都市」を宣言します。

平成17年12月21日

伊賀市

## ごみの不始末により 火災が発生しました！

1月6日(金)午前10時20分頃、ごみ収集業務委託業者が小田町地域の金属収集を行い走行中、後部荷台が発火していることに気づき、危険を避けられる場所で発火している金属類を降ろし、消火器による消火をしましたが、鎮火できず消防による火災事故になりました。

原因は、積み込んだ金属類の中に、スプレー缶・カセットボンベが含まれており、缶内部の可燃ガスが、荷台内部に漏れ、積み込み時の摩擦が火種となり、ごみ袋等の可燃物に引火したことです。

**この火災原因になった、スプレー缶・カセットボンベ等の危険物は、完全に使い切った後、必ず穴をあけガスを抜いてから、ごみとして出してください。**

今回は、事故による作業員のけがや収集車両に大きな被害はありませんでしたが、今後このような事故が発生しないためにも、正しいごみの出し方と、ごみ処理の徹底と分別をよろしくお願いします。



伊賀上野ライオンズクラブから1月5日、地域環境美化啓発活動用に「まちをきれいに」と書かれた265枚の特殊プラスチック製看板(縦40cm×横30cm)を寄贈いただいたことで、市は同月17日感謝状を手渡しました。

寄贈いただいた看板は、自治会等からの要望枚数を支所単位で配布し、環境美化活動を地域ぐるみで努めていきます。

また、今年から6月の環境月間のうち一週を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設け、美しい日本を子どもたちに伝えるため、全国の市で一斉に行動を起こし、不法投棄を根絶するための市民活動を行う予定です。

# 既存宅地制度の廃止期限が迫ってきました！

平成18年5月17日で既存宅地制度は失効します

## (1) 既存宅地制度とは？

市街化調整区域は原則開発を抑制する区域であり、開発・建築できる場合が制限されていますが(※1)、市街化調整区域となった時点で既に宅地であったとして知事の確認(※2)を受けている場合は、建物を建てることのできる(新築、改築、用途の変更)という制度です。

## (2) 既存宅地制度の廃止と経過措置期間について

既存宅地制度は平成12年度都市計画法改正により廃止されましたが、知事の確認(※2)を受けた既存宅地であれば、経過措置期間として平成13年5月18日から平成18年5月17日まで(※3)は引き続き自己用の建築物(※4)であれば建築(※5)することができます。

このことから、経過措置期間の切れる平成18年5月18日以降は、当該土地には建物を建てることはできなくなりますので、ご注意ください。(※6)

- (※1) 市街化調整区域における立地基準は、都市計画法第34条のほか、第43条(開発行為を伴わない建築行為の基準)、第29条ただし書(開発許可の不要な場合)をご参照ください。
- (※2) 確認は、平成13年度に既に締め切っていますので、現時点では受け付けておりません。
- (※3) ただし、平成13年5月18日以降に確認を受けた場合は、その日から5年間となります。
- (※4) 自己の居住用の建築物と自己の業務を行う建築物(店舗、工場、倉庫等)をいいます。  
建売・分譲・賃貸各住宅、貸店舗、貸事務所類は該当しません。
- (※5) 少なくとも工事に着手することが必要です。
- (※6) ただし、都市計画法第34条各号に該当する場合は、以降も他の市街化調整区域同様、建物を新築できる場合もあります。(この場合は、知事の開発許可等が必要となりますので下記の機関へお問い合わせください。)また、建て替えは一定の基準のもとにこの日以降もできる場合があります。

なお、あくまで対象は、旧上野市地内に指定されている、市街化調整区域内の「既存宅地」です。  
このことについて、ご質問、ご相談のある方は下記の機関へお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

伊賀市建設部事業調整課都市計画係	☎22-9825
伊賀市上野支所建設課都市計画係	☎22-9827
三重県伊賀県民局建設部建築開発室	☎24-8239
三重県県土整備部建築開発室開発審査グループ	☎059-224-3087



## 青山都市計画ごみ処理場の都市計画決定案を縦覧します

名張市青蓮寺にある既存の清掃工場は、建設後17年が経過し施設の老朽化がかなり進んでいることから、その更新が緊急の課題となっています。

また、資源循環型社会の構築に向け、環境への負担の少ない持続可能な処理システムへの転換も急務な課題となっていることから、名張市と伊賀市青山支所管内を収集範囲とする伊賀南部環境衛生組合(管理者 亀井利克)において計画をすすめているごみ処理場の計画(案)ができましたので、都市計画法に基づき次のとおり縦覧を行います。

なお、この案について縦覧期間中に意見を提出することができます。

### 【都市計画案】

青山都市計画ごみ処理場の決定  
1号 伊賀南部環境衛生組合ごみ処理場

### 【縦覧期間】

2月6日(月)～20日(月)  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日曜日を除く)

### 【縦覧場所】

本庁事業調整課都市計画係(北庁舎3階)  
青山支所生活環境課環境係

### 【問い合わせ】

本庁事業調整課都市計画係 ☎22-9825